



EU データ保護指令改正への対応活動

知的基盤部

背景

2012年1月、欧州連合の法案提出権を持つ欧州委員会は、欧州議会及び欧州連合理事会に新たなデータ保護規則の法案を正式に提出しました。この法改正案により、日本企業特にクラウドサービスを手がける IT 関連企業や EU にサービスを提供する企業において、ビジネス上の制約やコスト負担が増えることが懸念されています。2011年12月より、日本の IT・エレクトロニクスの業界団体として、JEITA では EU データ保護指令改正に対処すべく活動を行っています。

EU データ保護指令改正への対応

現 EU 指令の採択から15年以上が経ち、インターネットを初めとする急速な ICT 技術の進歩やグローバル化の進展により、新たな課題が浮かび上がっています。それらに対処するため、今回の EU データ保護規則案では、EU 域内の事業者に対する義務の追加、EU 域外の事業者に対する義務の新設、個人に対する「忘れられる権利」や「データ・ポータビリティ」の権利などの新たな規制強化が盛り込まれています。また、EU 加盟国が各国内法にて対応する指令 (directive) から、強制力を持ち EU 加盟国へ直接適用する EU 共通の法律である規則 (regulation) に格上げされ、2014年の採択を目指して協議が進められています。

新たな EU データ保護規則案では、EU の域内・域外を問わず、EU に居住する個人のデータを取り扱う企業はこの規則の対象となります。情報サービスを提供する情報システム関係企業のみならず、EU に居住する個人に商品やサービスを提供する日系企業全般に影響が及び、日本企業の事業環境に与える影響は少なくないと考えています。

JEITA としては、業界横断的に問題点と課

題を整理し、日本企業としての対応を検討するために、EU データ保護対応に特化した組織を新設し、具体的な対応策の検討と必要なアクションを実施することとしました。法務・知的財産権委員会傘下の個人情報保護専門委員会の下に「EU データ保護対応検討会」を設置して活動しています。

JEITA 意見書と訪欧ミッション

検討会メンバーによる協議を重ね、特に日本企業に影響が大きいと考える14項目について問題指摘することになりました。最終的には、EU データ保護規則案に対する問題点とそれに対する提案を JEITA の意見書として取りまとめ、2012年10月に欧州委員会や欧州議会の関係者に送付しました。

2012年11月には、JEITA ブリュッセル事務所との連携のもと、JEITA 意見書によりロビー活動を行うため、検討会メンバーによる訪欧ミッションを派遣しました。これは、2012年1月に JEITA 矢野会長 (当時) が訪欧し欧州委員会情報総局と面談した際に、JEITA の訪欧ミッションを計画している旨が言及されたことに基づいています。



イングランド代表 欧州議員 (中央) との意見交換

ロビー活動において効果的に意見交換するために、日本企業にとって特に影響が大きいと考える下記3項目に絞り意見書（抜粋版）を作成し、訪問相手先との協議を行いました。

- ① 第三国移転の適切な安全管理措置として、受領者におけるデータ保護シール取得（プライバシーマーク等）の追加。
- ② EU 規則が域外適用されないための免責条件の明確化。
- ③ 従業員データの第三国移転に当たっての本人同意の活用。

訪問先として、欧州委員会の司法総局長、欧州議会議員と欧州連合理事会の関係者と面談し、JEITA の意見書を説明し規則案の修正を検討してもらうよう依頼しました。また EU 域内の関係組織（OECD、DigitalEurope、JBCE 他）にも訪問し、意見交換を通して JEITA の当該活動への協力を要請しました。

訪欧ミッション後には、日本の関係省庁・関係組織に対してロビー活動結果を報告し、今後の対応について意見交換を行っています。

※関係省庁・関係組織

経済産業省、総務省、消費者庁、経団連、JIPDEC（日本情報経済社会推進協会）、JISA（情報サービス産業協会）

2013年1月には、欧州議会の4つの委員会が公開した修正案を入手し、JEITA としての賛否とその理由を示した4つの意見書を作成しました。そして訪欧時に面談した欧州議員の関係者を中心に、JEITA からの意見書として送付し、修正案の検討時に反映してもらうことを再度依頼しています。

2013年2月には、経団連メンバーと JEITA ブリュッセル所長が加盟国の政府機関を訪問し、JEITA の意見書をもとに協議を図りました。その結果として、スペイン法務省にあるデータプロテクションチームのステークホルダーとして認められ、欧米企業と共に JEITA

と経団連がそのメンバーとして参画しています。

日本の関係省庁・関係部門からも、EU データ保護規則案に対して一番積極的に取り組んでいるとの評価を戴き、様々な日本の交渉機会において JEITA の意見を盛り込んでもらえるようになりました。

今後の活動について

現在は、日本の業界団体としての声を更に大きくするために、経団連メンバーと JISA メンバーとの連携強化を図っています。

2013年3月には米国企業との意見交換を行い、効果的な対応策について協議しました。今後は欧州委員会、欧州議会、欧州連合理事会、EU 加盟国への働きかけだけでなく、欧米の業界団体との連携を視野に入れ活動していくことを計画しています。

2013年度は JEITA の活動として、個人情報保護専門委員会と EU データ保護対応検討会を統合することを計画しています。EU データ保護規則への対応において、日本の個人情報保護法の改訂、保護シール（プライバシーマーク等）や APEC（アジア太平洋経済協力）の CBPR（越境プライバシー・ルール）の動向も視野に入れ、新しい委員会活動にて積極的に提言していくことを予定しています。



欧州委員会との意見交換（建物入り口にて）